

令和7年7月12日（土）
説明会資料

北穂高産業団地開発について

安曇野市役所 商工労政課

安曇野市役所 都市計画課

株式会社ヤマウラ

株式会社d-ネクスト



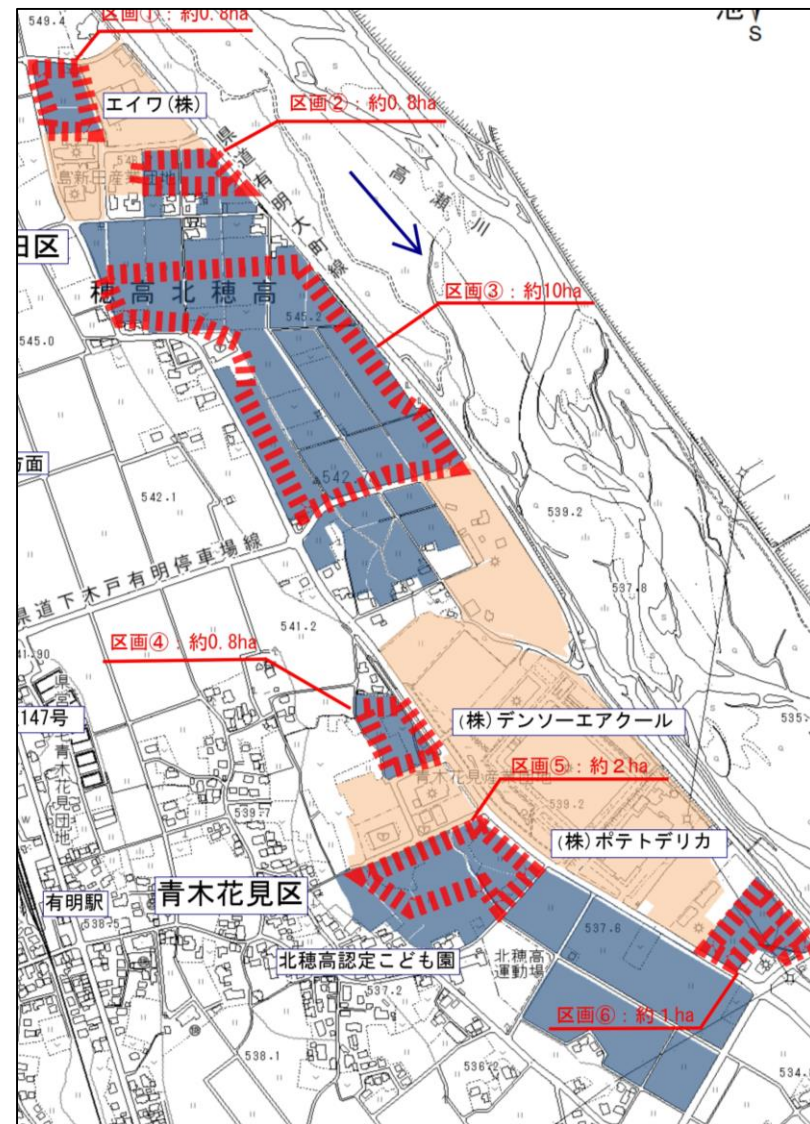
本日の内容

1. これまでの経過
2. 「第Ⅰ期開発」にかかる進出予定企業
3. 「第Ⅰ期開発」にかかる開発計画（案）及び想定スケジュール
4. 区画③南側道路（市道穂高3209号線）の改良について
5. 区画③（約10ha）にかかる地区土地利用計画（素案）
6. 今後の全体スケジュール
7. 耕作者の皆様へ（耕作可能時期について）

1.これまでの経過

年度	時期	内容
R4年度	2月	● 新たな産業団地整備に係る方針を策定 ※北穂高地区の既存産業集積地の周辺地を調査対象地(約26ha)として設定
R5年度	4月～10月	● 説明会や地権者意向調査を行い、開発候補地の絞り込みを実施 ※調査対象地(約26ha) ⇒ 開発候補地(約15ha) 右図参照
	11月～3月	● 絞り込み後の開発候補地(約15ha)に対する開発提案を公募により募集 ● (株)ヤマウラを代表とする企業グループから応募があり、連携協定を締結
	3月	● 説明会を実施し、連携事業者を紹介 ※第1期開発については、区画③(約10ha)を中心に開発することを説明
R6年度	4月～2月	● 区画③を中心とした地権者交渉の実施 ● 企業誘致活動の実施
	2月～3月	● 第1期開発にかかる進出予定企業を公募により募集 ⇒ 計6社からエントリー(令和7年2月7日～令和7年3月31日)
R7年度	4月～6月	● エントリー企業(6社)と打ち合わせを実施 ● 市から交通ルールの遵守や地域貢献などに関する要望を伝えるとともに、正式な意思表示を求めたところ、2社が正式に意思表示を行い、1社は現在社内で調整中。 ● 2社による開発計画(第1期)を策定

【絞り込み後の開発候補地(赤枠:約15ha)】



2. 「第Ⅰ期開発」にかかる進出予定企業・・・以下2社

事業者A

業 種：製造業（電気機械器具製造業） 所 在：関東圏（市内に工場有）
従業員：150～200人（安曇野工場：約50人） 資本金：50,000千円

【事業者の特徴】

電気機械器具の製造メーカーとして、半世紀以上にわたり培ってきた実績やノウハウをベースに、高品質な製品を製造するとともに、小ロット・特別仕様などの依頼にも高い技術力を活かして柔軟に対応ができる企業である。

【北穂高産業団地での事業計画】

事業計画	北穂高産業団地内に新たに生産拠点（新工場）を建設し、現在3拠点で実施している新規生産事業を新工場に集約し、生産能力の拡大及び効率化を図る。				
用地面積	約1.7ha	建物面積	未定	建物高さ	未定

事業者B

業 種：製造業（食料品製造業） 所 在：安曇野市内に本社及び工場有
従業員：20～50人 資本金：10,000千円

【事業者の特徴】

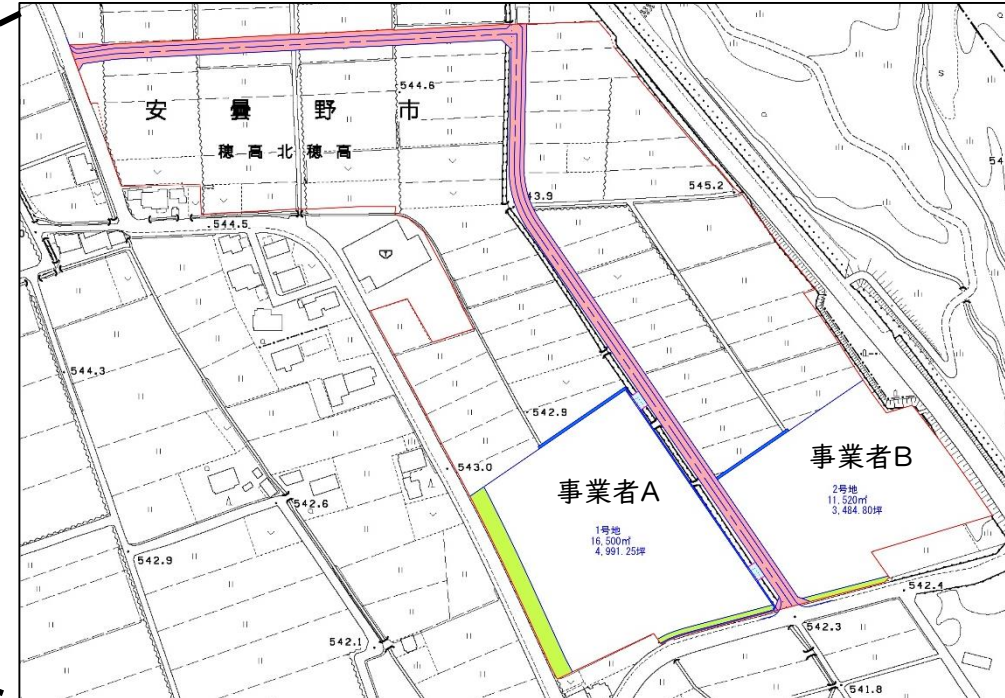
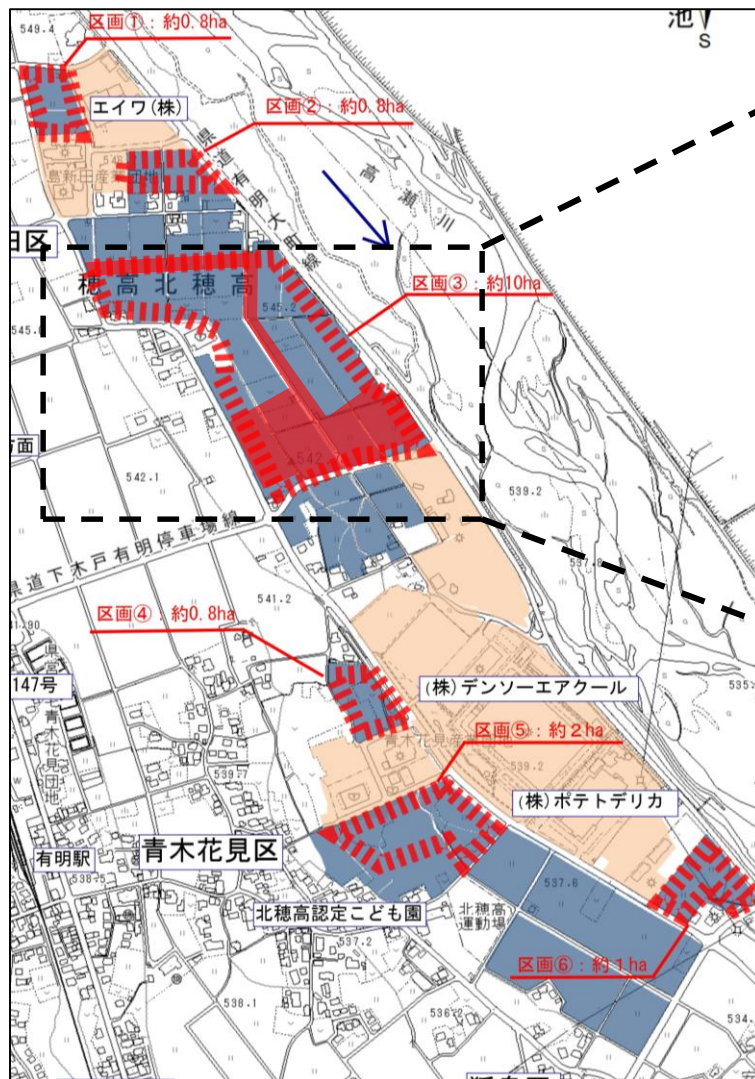
地元農産物を活用した高品質な加工食品の製造を通じて、地域に根ざした事業活動を推進している企業である。

【北穂高産業団地での事業計画】

事業計画	北穂高産業団地内に新たに生産拠点（新工場）を建設し、市内の既存工場機能を移転する。また、生産能力を大幅に強化し、安曇野市産の玉ねぎや米、ジャガイモ、ニンジンといった地域資源を活用し、付加価値の高い加工食品を製造する新たな工場を建設する。				
用地面積	約1.2ha	建物面積	未定	建物高さ	未定

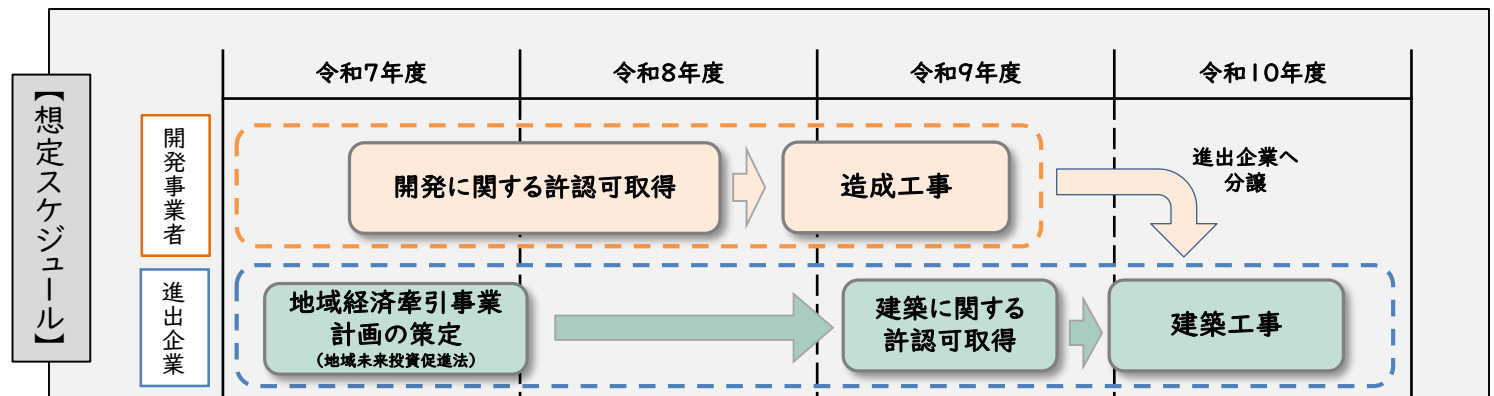
3. 「第1期開発」にかかる開発計画（案）及びスケジュール

- 第1期開発については、区画③（約10ha）の、南側（約3.5ha）を開発します。※現在意思表示のある2社分の開発計画となっております。
- 区域内の道路については、第1期開発にあわせて整備いたします。
- 詳細については、開発事業者よりご説明いたします。（別添の開発図面をご覧ください。）



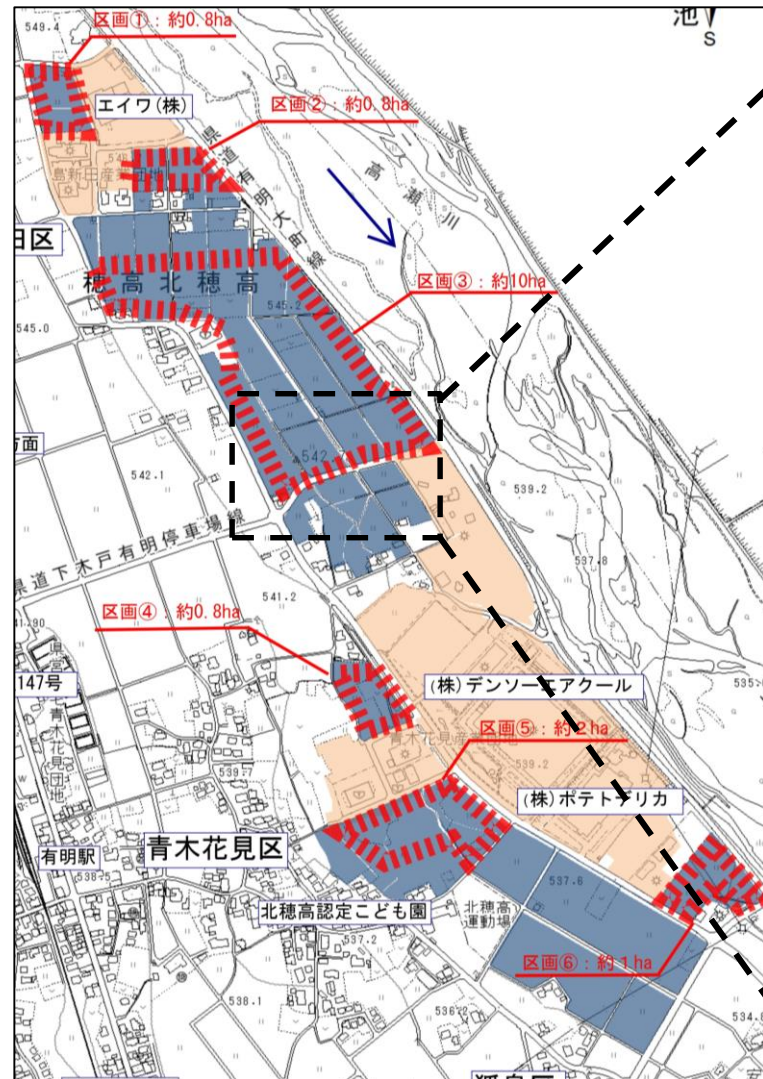
【計画概要】

- 開発面積：34,500㎡
- 区域内の道路も含めて開発
- ※ 道路線形については、今後の詳細設計等の結果により変更となる可能性があります。
- ※ 各区画の面積についても、企業との打ち合わせの結果、変更となる可能性があります。

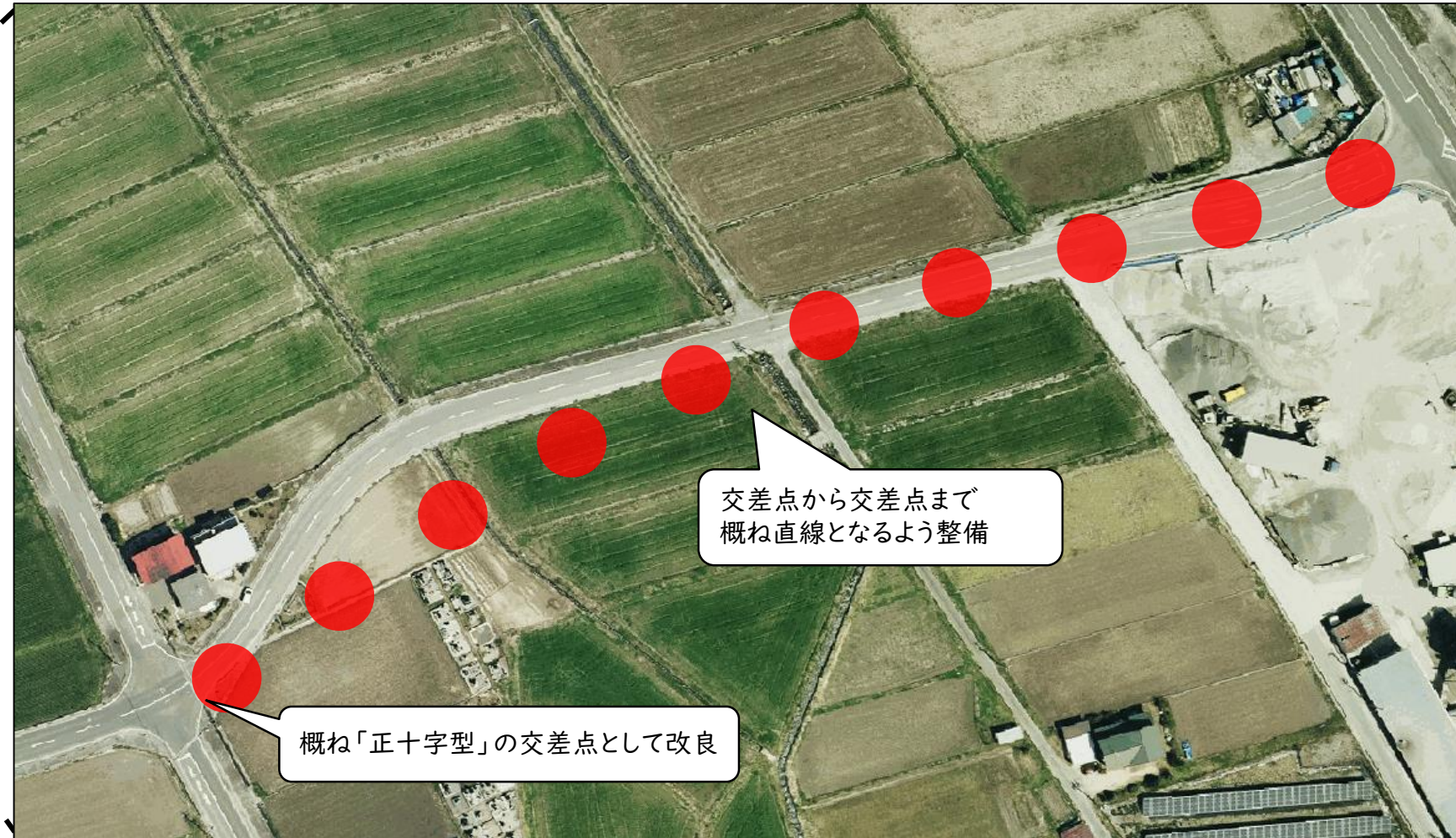


4. 区画③南側道路（市道穂高3209号線）の改良について

- 区画③南側道路（市道穂高3209号線）を改良し、安全性の高い道路として整備する。（市の道路事業として整備）
- 現在、関係地権者様との調整を開始し、第1期開発の造成工事のタイミングとあわせて工事着手を想定。（来年秋頃）

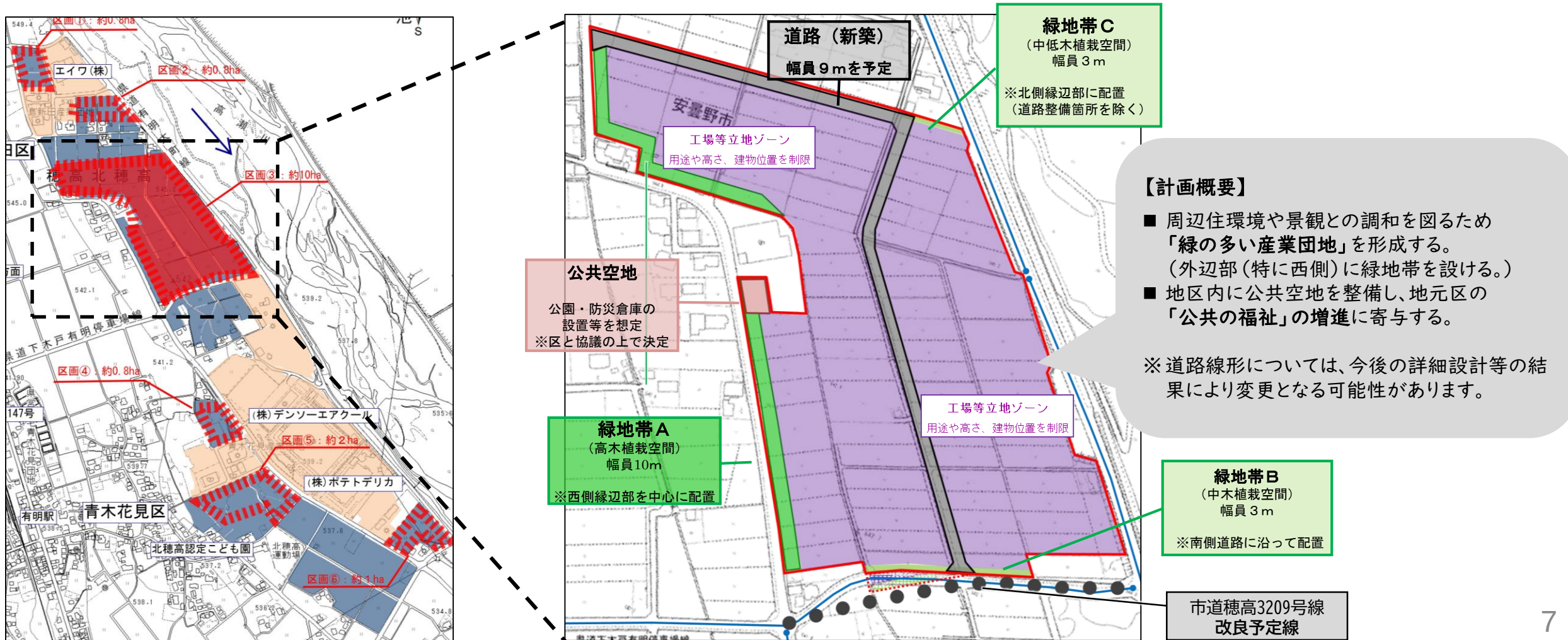


【道路改良計画(案)】



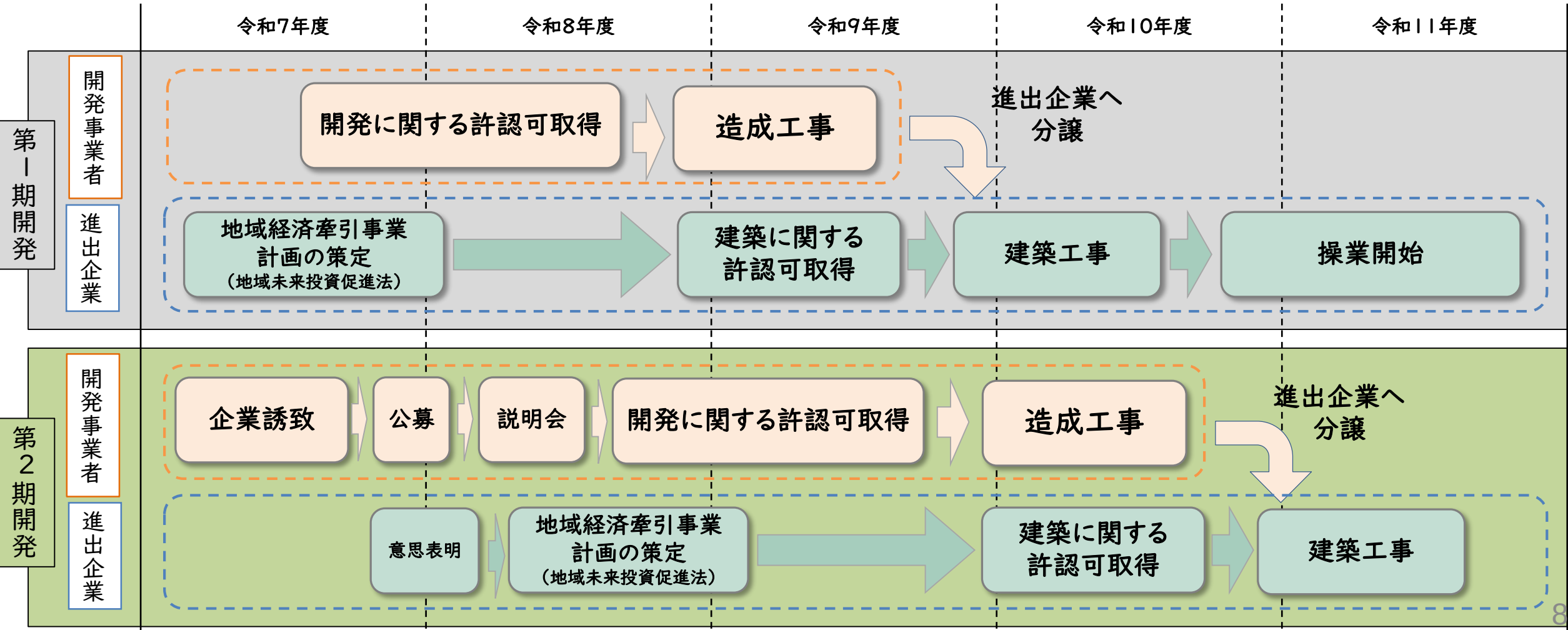
5. 区画③にかかる地区土地利用計画（素案）

- 市では、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」により、一体として計画的な利用を図ることがふさわしい区域について、「地区土地利用計画」を定めることができるかとされています。
- 今回、計6区画の開発候補地の内、区画③（約10ha）については、多数の企業進出が想定されるとともに、区域内において、新たに公共施設（道路や緑地帯等）の整備が予定され、区域内において計画的な土地利用を図る必要があることから、上記に基づく「地区土地利用計画」を策定することとします。
- 詳細について、都市計画課よりご説明いたします。（資料②をご参照ください。）



6. 今後の全体スケジュール

- 第1期開発（約3.5ha）につきましては、本年度から開発に係る各種法令許認可の取得手続きを開始し、来年（令和8年）の秋頃から造成工事に着手することを目指します。
- 第2期開発以降につきましては、引き続き、地域経済を牽引できる企業の誘致を進め、開発計画が固まり次第、説明会を実施した上で段階的に開発を進めてまいります。



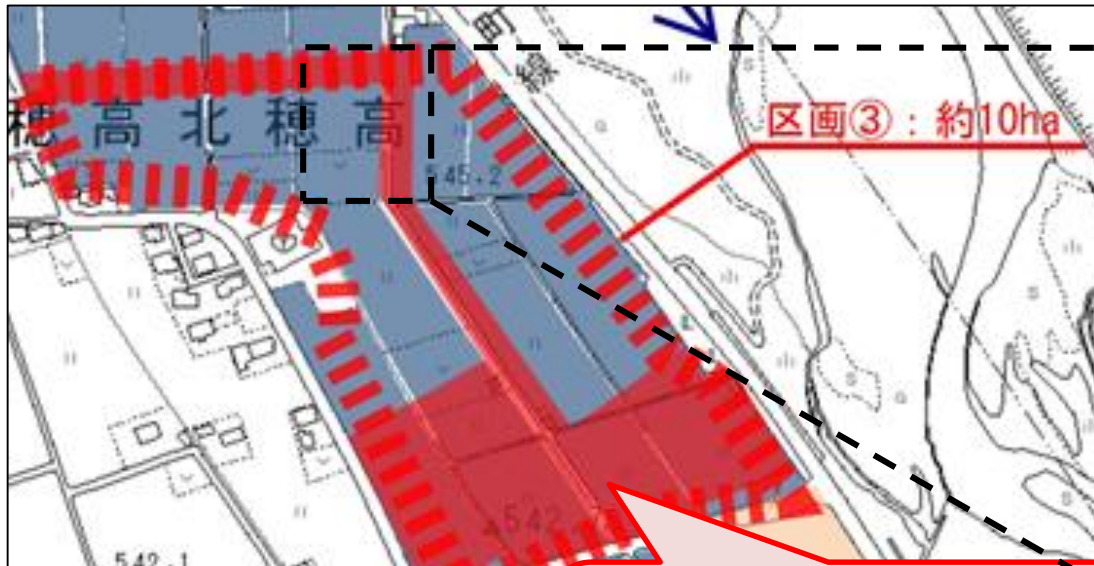
7. 耕作者の皆様へ（耕作可能時期について）

【第1期の開発区域内の農地について】

- 令和8年秋（令和8年度の水稲栽培）まで耕作することが可能です。
- ただし、令和8年6月頃に予定している農地転用許可申請の手続きの際には、事前に貸借にかかる権利設定の解除手続きが必要となりますのでご協力をお願いいたします。
- 権利解除手続きについては、当市および開発事業者にてお手伝いさせていただきます。

【第1期開発の区域に含まれていない農地について】 ※区画③以外の区画も含む

- 令和8年の秋以降も、引き続き耕作することができます。
- 第2期以降の開発が確定しましたら、耕作可能時期を事前にお知らせいたします。

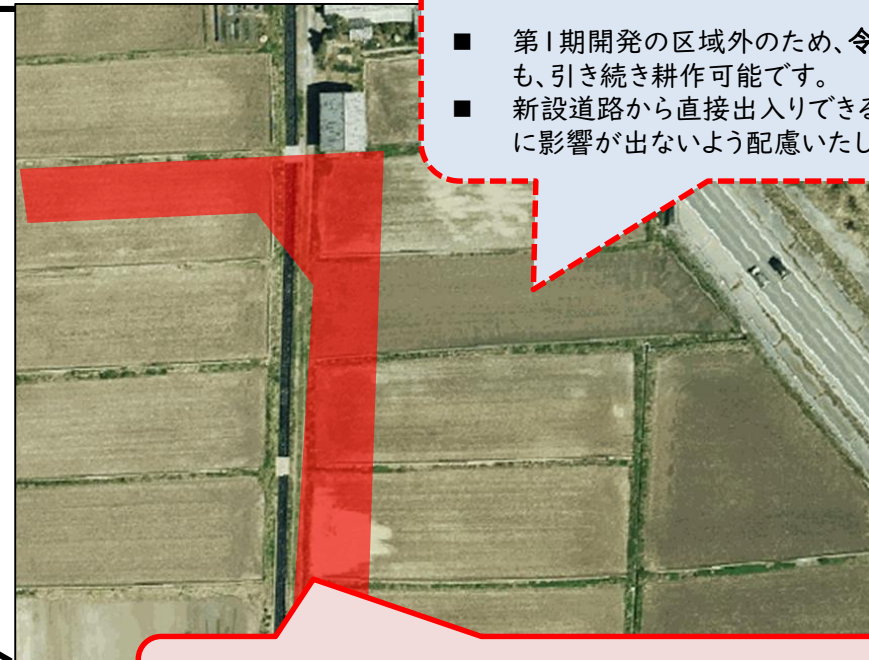


【第1期開発の区域に含まれない農地】 ※区画③以外の区画も含む

- 令和8年の秋以降も引き続き耕作可能です。
- 第2期以降の開発が確定しましたら、耕作可能時期を事前にお知らせいたします。

【第1期開発区域内】

- 令和8年秋まで耕作可能です。
- ただし、令和8年6月頃に予定している農地転用許可申請の際に貸借権解除の手続きが必要となりますのでご協力をお願いします。



【残地となる農地】

- 第1期開発の区域外のため、令和8年の秋以降も、引き続き耕作可能です。
- 新設道路から直接出入りできるよう整備し、営農に影響が出ないよう配慮いたします。

【新設道路部分】

- 第1期の開発区域内のため、令和8年秋まで耕作可能です。